

手数料について

許可申請手数料・中間検査申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積 (土石の堆積をする土地の面積)	許可申請手数料		中間検査手数料
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	宅地造成・特定盛土等
500㎡以内のもの	16,000	11,000	6,100
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	28,000	14,000	6,100
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	40,000	16,000	6,100
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	59,000	20,000	6,100
3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	68,000	29,000	6,100
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	92,000	32,000	6,100
10,00㎡を超え、20,000㎡以内のもの	140,000	39,000	6,100
20,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	220,000	54,000	12,000
40,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの	350,000	74,000	24,000
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	500,000	110,000	43,000
100,000㎡を超えるもの	650,000	130,000	61,000

※令和7年4月1日より適用

手数料について

変更許可申請手数料

変更許可申請手数料

宅地造成・特定盛土等		土石の堆積	
変更許可申請1件につき次のア～ウに掲げる金額を合算した金額。但し、その金額が650,000円を超えるときは、その手数料の金額は650,000円。		変更許可申請1件につき次のア～ウに掲げる金額を合算した金額。但し、その金額が130,000円を超えるときは、その手数料の金額は130,000円。	
ア：工事の設計の変更	工事の許可の1/10	ア：工事の設計の変更	工事の許可の1/10
イ：新たな土地の編入に係る工事の設計変更	工事の許可と同額	イ：新たな土地の編入に係る工事の設計変更	工事の許可と同額
ウ：その他の変更	10,000円	ウ：その他の変更	10,000円

適合証明書

適合証明書の交付

1通につき470円

※令和7年4月1日より適用

罰則について

主体	違反行為	罰則 (懲役/罰金) (法人重科)
<工事の適正な施工>		
造成主	①無許可盛土等 (直罰) →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
	②無検査盛土等 (直罰) →	1年以下/300万円以下 -
	③安全基準違反 (直罰) → <small>※造成主の故意によるものである場合</small>	3年以下/1000万円以下 3億円以下
	①～③の違反事案 → <input type="checkbox"/> 災害防止措置命令 (擁壁の設置等) → 命令違反 →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
設計者	③安全基準違反 (直罰) →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
工事施工者	③安全基準違反 (直罰) → <small>※設計図書を用いないで施工した場合や設計図書に従わないで施工した場合</small>	3年以下/1000万円以下 3億円以下
	①～③の違反事案 → <input type="checkbox"/> ＜施工中に違反が判明した場合＞ <input type="checkbox"/> 工事施工停止命令 → 命令違反 →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
土地所有者等	①～③の違反事案 → <input type="checkbox"/> ＜施工後に違反が判明した場合＞ <input type="checkbox"/> 土地の使用禁止命令 <input type="checkbox"/> 災害防止措置命令 (擁壁の設置等) → 命令違反 →	3年以下/1000万円以下 3億円以下
<施工後の適正な管理>		
土地所有者等 原因行為者	管理不全等により 安全性に問題 → <input type="checkbox"/> 改善命令 (擁壁の設置等) → 命令違反 →	1年以下/300万円以下 1億円以下

罰則について

本法における違反行為および罰則規定

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科 罰金
			懲役	罰金	
無許可工事	法第 55 条第 1 項第 1 号 〔法第 55 条第 1 項第 2 号〕	許可を受けずに盛土等に関する工 事をした者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項第 3 号	偽りその他不正な手段により許可を受 けた者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査拒否 等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避し た者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
報告徴取拒否 等	法第 58 条第 5 号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の 報告をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
命令違反 (監督処分)	法第 55 条第 1 項第 4 号	監督処分(法第 20 条第 2 項から第 4 項〔法第 39 条第 2 項から第 4 項〕 に違反した者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反した者、法第 27 条 第 1 項の規定による届出に対する勧 告に違反した者	1 年以下	300 万円以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準 違反	法第 55 条第 2 項及び 第 3 項	技術的基準（法第 13 条第 1 項〔法 第 31 条第 1 項〕）に違反して工事 の設計をした者（設計図書を用いな い又は設計図書に従わないで工事を 施行した場合は工事施行者） ※上記の違反行為が工事主等（工 事主、又はその代理人、使用人そ 他の従業者）の故意によるとき は、その者を含む	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・ 完了検査違反	法第 56 条第 1 号	完了検査（土石の堆積の場合、完 了確認）、中間検査を申請せず、又 は虚偽の申請をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)

罰則について

本法における違反行為および罰則規定

定期報告違反	法第 56 条第 2 号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1 年以下	3 0 0 万円以下	3 0 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
特定盛土等規制区域における工事の届出違反	[法第 57 条]	工事の届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出をした者	1 年以下	1 0 0 万円以下	1 0 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
基礎調査のための土地の立入り拒否等	法第 58 条第 1 号	基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
区域指定時の工事の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 1 項〔法第 40 条第 1 項〕の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、または虚偽の届出をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
擁壁等に関する工事の届出違反	法第 58 条第 4 号	法第 21 条第 3 項〔法第 40 条第 3 項〕の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
公共施設用地の転用の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 4 項〔法第 40 条第 4 項〕の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、または虚偽の届出をした者	6 月以下	3 0 万円以下	3 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
標識掲示義務違反	法第 59 条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		5 0 万円以下	5 0 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
軽微な変更の届出違反	法第 61 条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者		3 0 万円以下 ^{※1} (過料として)	

※1： 法第 61 条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

第22条 土地の保全等

宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

第41条 土地の保全等

特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

技術基準について〈土地の形質変更〉

土地の形質変更に関する追加事項

青字：新規に規定する内容

項目	規定内容	備考
擁壁、排水施設、その他の施設	擁壁、 崖面崩壊防止施設 、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留	政令第6条
地盤について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> 盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置、地滑り抑止ぐい設置等） 急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置 盛土又は切土の上面の排水勾配 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査を行った上で、試験に基づく地盤の安定計算により、基礎地盤を含む盛土の安定が保たれることを確認 切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強 	政令第7条
擁壁等の設置	<ul style="list-style-type: none"> 高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり (イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合 (ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合 (ハ) イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面 擁壁は構造計算等により設計 擁壁には水抜き穴等を設置 	政令第8条

技術基準について〈土地の形質変更〉

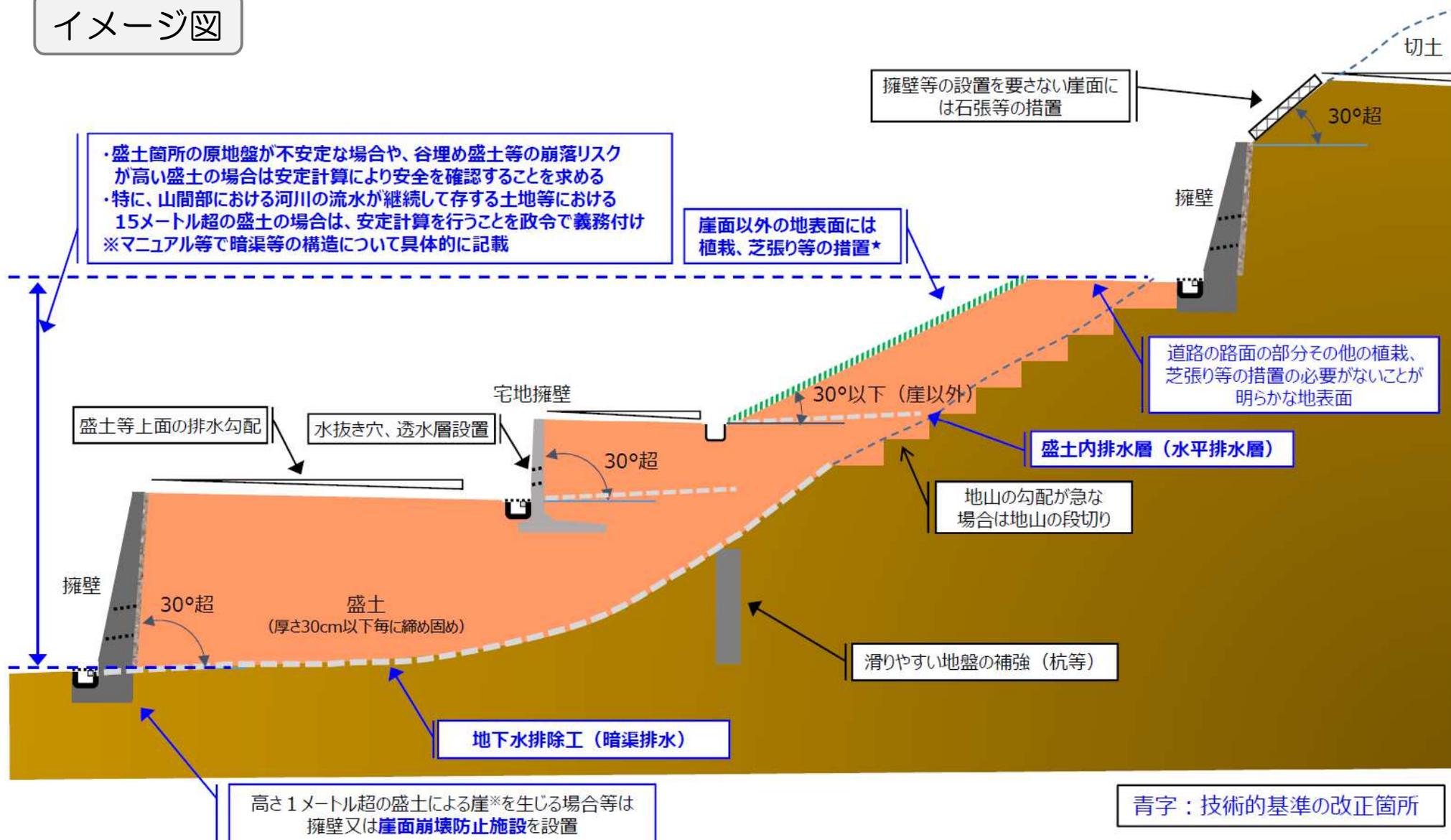
土地の形質変更に関する追加事項

青字：新規に規定する内容

項目	規定内容	備考
崖面及びその他の地表面について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には石張り等の措置 ・崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 <p>※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 排水勾配を付した盛土又は切土の上表面 (ロ) 道路の路面の部分その他当該の措置の必要がないことが明らかな地表面 (ハ) 農地等で植物の生育が確保される地表面 	政令第15条
排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定 ・盛土において、盛土をする前の地盤面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定 	政令第16条

技術基準について〈土地の形質変更〉

イメージ図



技術基準について〈崖面崩壊防止施設〉

【概要】

- 崖面崩壊防止施設は、擁壁と異なり地盤の変形への追従性と適切な透水性に特徴付けられものであり、土地利用条件や保全対象との位置関係等により適用性があると判断される場合は、擁壁に代わる施設として崖面崩壊防止施設の適用が可能である。
- 崖面崩壊防止施設は工法により地盤の変形への追従性や透水性等が異なるため、崖面の特性に応じて適切な工法を選定する。

【考え方】

1. 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

- 湧水の影響等により長期的な支持力の確保等が課題となる箇所では、擁壁では地盤改良等の追加対策を講じる必要が生じる場合もあるため、保全対象との位置関係等を総合的に判断し、地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設が適用可能である。
- 崖面崩壊防止施設は、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない。また、崖面崩壊防止施設設置後に、土地利用方法が当該施設を適用できないものに変更される場合に報告を求めること等を、許可時にあわせて求めることが望ましい。
- 崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に土圧、水圧及び自重等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。

2. 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

- 崖面崩壊防止施設は工種により地盤の変形への追従性や透水性が異なるため、崖面の特性に応じて適切な工種を選定する。

項目		崖面崩壊防止施設			擁壁
工種名		鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工	鉄筋コンクリート擁壁 等
代表工種	イメージ写真				
	変形への追従性	中程度	高い	中程度	低い
耐土圧性		相対的に小さい土圧			相対的に大きい土圧
透水性		高い（中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能）		中程度（水抜きや排水シート等により透水性の向上を図る）	— （水抜き等により排水）

3. 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

- 崖面崩壊防止施設自体の変形が過大となり安定性を損なったり近接する保全対象に影響を及ぼしたりしないよう留意する。
- 過大な土圧が作用する場合は適用性が低く、周辺斜面の安定性が確保できていない場合は適用できない。
- ジオテキスタイル補強土壁工については透水性が相対的に低いため、排水性の確保に留意する。

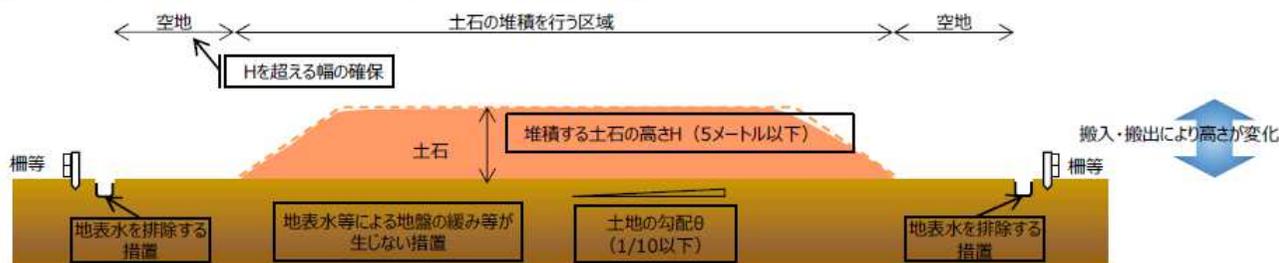
技術基準について〈土石の堆積〉

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) ・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地 (勾配10分の1以下) の確保 (イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・堆積した土石の周囲への柵等の設置 <p>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</p>
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

イメージ図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



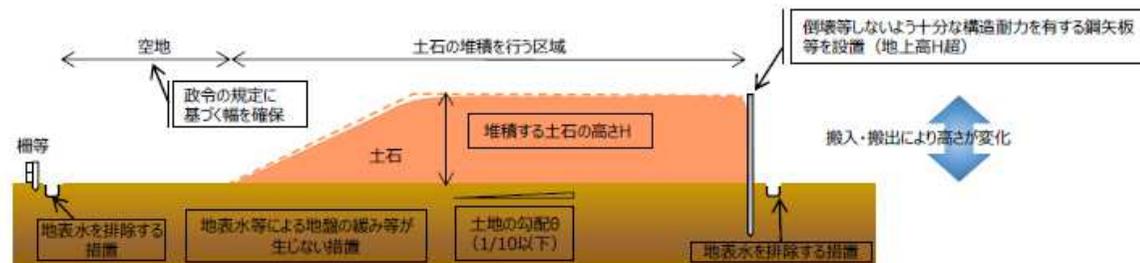
技術基準について〈土石の堆積〉

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

●堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の**代表的な種類及び設計方法**は次のとおりである。

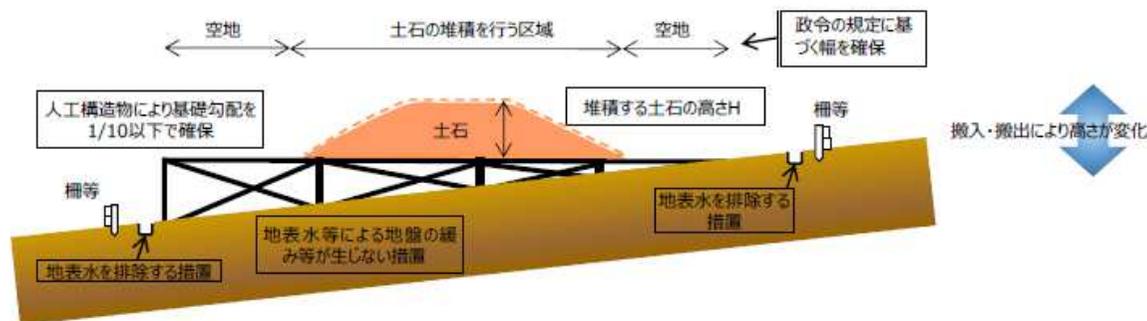
A) 鋼矢板等の設置

⇒土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。**想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。**



B) 構台等の設置

⇒構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保する。**想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。**



C) 堆積勾配の規制及びシート等による保護

⇒堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。

なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に**締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安全性を確保するために1:2.0よりも緩い勾配とすることが望ましい。**

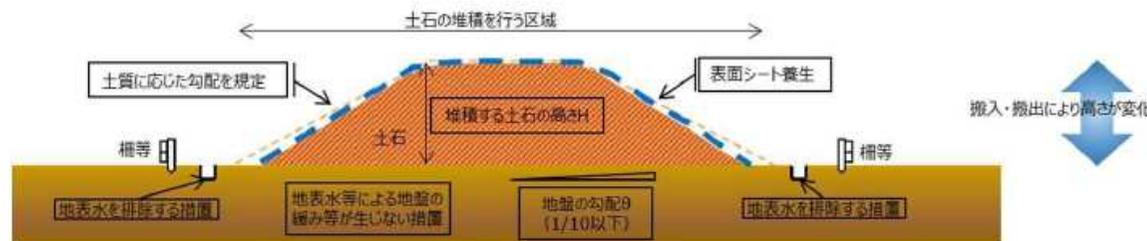


図 代表的な措置の概念図

※ 「柵等」は、区域内に人がみだりに立ち入らないようにする施設をいい、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるのであれば簡素な措置とすることも可能 39